

電気需給約款

(低圧)

関西電力管内

2026 年 4 月 1 日実施

株式会社ルミナス電力

I 総則

1. 適用

当社は、この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）により、電気需給契約者または利用者（以下「お客さま」といいます。）に低圧で電気を供給する条件（電気料金含む）を定め、これにより電気を提供いたします。

2. 変更

当社は、本約款を変更する事があります。本約款の変更は、当社ホームページでの開示により周知し、その効力は開示時点で生じるものといたします。この場合には、お客様に電気を供給する条件は変更後の約款によります。

3. 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用致します。

(1)低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(2)電灯

LED、白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3)力率

交流電力の効率に関して定義された値であり、皮相電力に対する有効電力の割合をいいます。

(4)小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において单相で使用される、電灯以外の低圧電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(5)動力

電灯及び小型機器以外の電気機器をいいます。

(6)契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(7)契約電力

契約上、使用できる供給地点において当社が供給する電気の電力（キロワット）の最大をいいます。

(8)使用電力量

お客さまが使用した電力量であり、一般送配電事業者が設置した計量器により供給電圧と同位の電圧で計量された 30 分ごとの値をいいます。ただし、やむをえない場合には、供給電圧と異なる電圧により計量するものとし、計量された使用電力量を原則として 3 パーセントの損失率によって修正した電力量といたします。

(9)検針日

一般送配電事業者が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日をいいます。

(10)計量日

電力量計の値が記録型計量器に記録される日をいいます。

(11)契約主開閉器

契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(12)消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(13)再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(14)夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(15)その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(16)託送供給等約款

一般送配電事業者が電気事業法第18条に従い、電気の供給の用に供するための託送供給に関する事項を取りまとめたものをいいます。

4. 単位及び端数処理

本約款において電気料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりといたします。

(1)力率の単位は1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2)契約電力の単位は1キロワット(kW)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。契約電力が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力を0.5キロワットといたします。

(3)契約容量の単位は、1キロボルトアンペア(kVA)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(4)使用電力量の単位は1キロワット時(kWh)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入致します。

(5)電気料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

II 契約について

5. 電気需給契約の単位

当社は、お客さまに対し、原則とし 1 需要場所につき、1 電気需給契約を結びます。

6. 電気需給契約申込の条件

一般送配電事業である関西電力送配電株式会社が維持、運用する区域において、すでに低圧（標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルト）で電気需給契約を小売電気事業者等と締結し電気の供給を受けているお客さま、及び上記区域において新規で電気の供給を開始申込するお客さまに限り当社の電気需給契約にお申込みできます。

当社が認めた場合のみ、従量電灯と低圧電力を併せて契約することができます。その場合は、一方のみを途中解約することはできません。ただし当社が認めた場合はその限りではありません。

7. 電気需給契約申込方法

お客さまが当社との電気需給契約の申込みをされる場合は、本約款を承認の上、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。また電気需給契約の成立は、お客さまの申込みを当社が承諾した時点といたします。

8. 旧小売電気事業者との電気需給契約解除手続き

他の小売電気事業者から当社への契約変更の方は、旧小売電気事業者等との電気需給契約の廃止手続は当社にて代行いたします。

当該契約廃止を旧小売電気事業者等が承諾した場合、契約は廃止されます。

9. 需供給の開始

(1) 電気供給の開始に伴う一般送配電事業者の手続きの完了後、当社がお客さまからの電気需給契約の申込みを承諾したとき、当社の定める日に電気の供給を開始いたします。

(2) 引っ越しなどによって需要場所が同管轄内へ変更となる場合は、お客さまから引っ越し先での電気供給開始日を確認し、一般送配電事業者の都合や、天候、用地事情などやむをえない場合を除き、当該希望日に引っ越し先での電気の供給を開始いたします。

(3) (2)において、電気供給開始希望年月日にやむをえず電気を供給できない場合は、お客さまにその理由をお知らせし、あらたに供給開始日を定め、電気を供給いたします。

10. 契約の期間

契約の期間は、以下のとおりとします。

(1)従量電灯 A、従量電灯 B、おとくプラン、時間帯別プラン

電気需給契約の成立後、電気の供給開始日以降 1 年目の日までといたします。

ただし、契約期間満了までに電気需給契約の終了または変更の申出がない場合は、当該契約は、契約の期間満了後は 1 年ごとに同一条件の自動更新といたします。

(2)ヴィクトリーナ応援プラン（従量電灯 A、従量電灯 B、おとくプラン、時間帯別プラン）

電気需給契約の成立後、電気の供給開始日以降 1 年目の日までといたします。

ただし、契約期間満了までに電気需給契約の終了または変更の申出がない場合は、当該契約は、契約の期間満了後は 1 年単位で同一条件の自動更新といたします。

当プランは解約の際、別表 6 表に定める解約手数料が発生いたします。ただし契約期間満了前 1 か月は更新月（以下「更新月」といいます。）とし、この期間に解約の申出があった場合には申出以降の検針日をもって解約とし、解約手数料は発生いたしません。2 年目以降の解約についても同様といたします。

11. 承諾の限界

当社の電位需給契約のお申込みをしたお客さまが電気料金の支払いを怠っている、または怠るおそれがあると当社が判断した場合や、申込内容に虚偽があった場合、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、その他当社の業務の遂行上支障がある場合、電気需給契約の申込みを承諾しないことがあります。

III 契約種別及び電気料金

12. 契約種別

契約種別は別表第 7 表（契約種別）の通りといたします。

13. 電気料金等

電気料金は、契約種別ごとに以下の通りといたします。

(1) 従量電灯 A

別表第 1 表の基本電気料金及び、電力量電気料金、並びに別表第 2 表から第 5 表の各種事務手数料及び電力仕入調整費、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

(2) 従量電灯 B

別表第 1 表の基本電気料金及び、電力量電気料金、並びに別表第 2 表から第 5 表の各種事務手数料及び電力仕入調整費、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし使用量が 0kWh の場合の基本料金は半額といたします。（ブレーカーが「入」の状態の場合、機器を使用されていない場合でも、待機電力等により電気が消費されることがあります。）

(3) おとくプラン

別表第 1 表の基本電気料金及び、電力量電気料金、並びに別表第 2 表から第 5 表の各種事務手数料及び電力仕入調整費、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし使用量が 0kWh の場合の基本料金は半額といたします。（ブレーカーが「入」の状態の場合、機器を使用されていない場合でも、待機電力等により電気が消費されることがあります。）

(4) 時間帯別プラン

別表第 1 表の基本電気料金及び、電力量電気料金、並びに別表第 2 表から第 5 表の各種事務手数料及び電力仕入調整費、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし使用量が 0kWh の場合の基本料金は半額といたします。（ブレーカーが「入」の状態の場合、機器を使用されていない場合でも、待機電力等により電気が消費されることがあります。）

夏季に使用された電力量には夏季電気料金単価を、その他季に使用された電力量にはその他季電気料金単価をそれぞれ適用いたします。

14. 手数料

次の場合には、別表第2表各号に定める手数料が発生いたします。

- (1)電気料金（月額）及び電気ご使用量の明細の郵送を希望される場合
- (2)コンビニエンスストア（払込票）の発行及び再発行を希望される場合
- (3)電気料金支払明細書の発行を希望される場合

IV 電気料金算定及び電気料金等の支払い

15. 電気料金適用開始日

電気料金は、供給手続き前にお客さまから供給開始延期に関する申入れがあった場合及びお客さま都合でない事由によって電気供給が開始されない場合を除き、供給開始日から適用いたします。

16. 電気料金の算定期間

(1)電気料金の算定期間は、一般送配電事業者の定める前月検針日から当月検針日前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の電気料金の算定期間は開始日から直後の検針日の前日までの期間とし、需給契約が終了した場合の電気料金の算定期間は、直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。

(2)一般送配電事業者が記録型計量器により計量する場合で予めお客さまに計量日をお知らせしたときは、電気料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の電気料金の算定期間は開始日から直後の計量日の前日までの期間とし、需給契約が終了した場合の電気料金の算定期間は、直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

17. 使用電力量の計量

使用電力量等の計量は以下のとおり行います。

(1)使用電力量の計量は一般送配電事業者によって設置された計量器により一般送配電事業者が行い、一般送配電事業者から当社に通知される30分毎の使用電力量を用いて当社が月間使用電力量を算定いたします。

(2)記録型計量器（以下「スマートメーター」といいます。）以外の計量器で計量された期間がある場合は、その期間において計量された使用電力量を一般送配電事業者が30分毎に均等に配分した値を30分毎の使用電力量とします。

(3)計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できない場合の使用電力量は、当該一般送配電事業者等と当社との協議によって定めます。

18. 電気料金の算定

(1)電気料金は、次の場合も含め、電気料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始し、または電気需給契約が終了した場合

ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、電気料金に変更があった場合

ハ その他当社が適当と判断した場合

(2)料金は、需給契約ごとに当該電気料金プランの料金単価を適用して算定いたします。

19. 電気料金支払義務ならびに支払期日

(1)お客様の支払義務が発生する日は、検針日といたします。ただし、本約款 17(2)の場合は、電気料金の算定期間の使用電力量が一般送配電事業者の協議によって定められた日といたします。また、需給契約が終了した場合は、終了日以降で当社にて請求が可能となった日とします。

(2)お客さまへのご請求は、お客さまとの契約に基づいて行います。

(3)当社は、電気料金その他請求額を、当社ウェブサイト（請求額の電子データ等をお客さまの閲覧に供するためのインターネットサイトをいいます。）にてお客さまの閲覧に供します。当社はウェブサイト上に請求額に係る電子データを登録したことをもって、お客さまにご請求を行ったものといたします。また当社と契約後、ウェブサイト登録に時間を要することがございます。ウェブサイト上に請求額を反映するのに時間がかかる場合は、ご登録いただいているメールアドレス宛に請求額を送付いたします。

(4)お客さまは、別途電気料金その他請求額に係る請求書等（コンビニエンスストア払込票）の発行を当社に要求することができます。この場合、お客さまは別表第 2 表(2)に定める手数料をお支払いいただきます。

(5)お客さまの電気料金は、支払期日までにお支払いいただきます。支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。ただし、当該支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、その翌日（日曜日または休日に該当する場合はさらにその翌日）を支払期日といたします。

20. 電気料金その他の支払方法

(1)電気料金については毎月、工事費負担金その他については、その都度、当社が指定した金融機関等を通じてお支払いいただきます。支払いに伴う費用は、お客さまの負担といたします。なお、電気料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は原則として次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して電気料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式により予め当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に、原則として毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式により予め当社に申し出ていただきます。

ハ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式により予め当社に申し出ていただきます。

ニ ハにより料金を支払われる場合で、お客さまがコンビニエンスストア等を通じて払込みにより支払われる場合は、支払いに伴う費用はお客さまの負担といたします。

(2) お客さまが電気料金を(1)イ、ロ、ハ、ニにより支払われる場合、次の場合に当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、電気料金がお客さまの指定する口座から引き落とされた場合。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、原則として、電気料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれた場合。

ハ (1)ハ及びニにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

(3)お客さまより当社への支払いが遅れた場合、当社はお客さまに対して、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、年10%の延滞利息の支払いを求めることができるものといたします。その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税及び地方税の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたもの及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に乗じて算定して得た金額といたします。消費税等相当額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切捨てます。尚、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。

また延滞通知手数料（500円＋消費税）を合算して請求させていただくことがございます。

(4)(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、お客さまに電気料金を払込みによりお支払いいただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれた時に当社に対する支払いがなされたものといたします。なお、振込手数料はお客さまにご負担いただきます。

(5)お支払いいただいた電気料金は、支払義務の発生した順序で充当することといたします。

21. 債権譲渡に関する特則

販売代理事業者（以下「販売代理事業者」といいます。）を通じて、お申し込みをさせていただいたお客さまは、本約款をもって、当社が電気料金その他の債務に係る債権を販売代理事業者に譲渡することを予め承諾いただきます。当社及び販売代理事業者は、お客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

V 使用及び供給

22. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社及び一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入

ること及び業務を実施することを承諾していただきます。なお、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(1)需給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査

(2)不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約主開閉器

もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

(3)計量値の確認

(4)本約款により必要な処置

(5)その他本約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了時に必要な業務または当社及び一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

23. 電気の使用にともなうお客さまの協力

(1)お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高周波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2)お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に意図的に接続して使用される場合は、(1)に順ずるものといたします。

24. 供給の停止

(1)お客さまが次のいずれかに該当する場合、電気の供給停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。

イ お客さまの責に帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ お客さまが、需要場所内の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷、紛失し、当社及び一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

ハ 一般送配電事業者でない者が需要場所において、一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合

(2)お客さまが次のいずれかに該当し、その旨を警告しても改めない場合、電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。

イ お客さまの責に帰すべき事由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合

ハ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用された場合

(3)お客さまがその他本約款に反した場合には、一般送配電事業者により電気の供給を停止されることがあります。

25. 供給停止の解除

本約款 24 によって電気の供給を停止した場合、お客さまがその理由となった事実を解消したとき、電気の供給の再開を一般送配電事業者に依頼いたします。

26. 供給停止期間中の料金

供給停止期間中の本約款 24 によって電気の供給を停止した場合であっても、その停止期間を含め、料金算定期間を「1 月」として料金を算定いたします。

27. 違約金

(1)お客さまが本約款 24(2)ロに該当し、そのために電気料金の全部または一部の支払を免れた場合には、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として支払っていただきます。

(2)(1)の免れた金額は、本約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用に基づいて算定された金額との差額といたします。

(3)(1)の場合で、不正に使用した期間を確認できないときには、6 か月以内に当社が決定した期間といたします。

28. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1)当社は、次の場合には、供給期間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ 電気の需給上やむをえない場合

ロ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合

ハ 当社の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ニ 非常変災の場合

ホ その他保安上必要がある場合

(2)(1)の場合には、当社は、予めその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合には、この限りではありません。

29. 損害賠償の免責

(1)当社の責めに帰すべき事由によらずして、予め定めた需要開始日に電気を供給できない場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

(2)本約款 28(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責に帰すべき事由でないときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

(3)本約款 24 によって電気の供給を停止した場合、または本約款 35 によって電気需給契約を解約

した場合もしくは電気需給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

(4)漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責に帰すべき事由でないときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

(5)天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責任を負いません。

(6)当社は、一般送配電事業者の責に帰すべき事由により被ったお客さまの損害について賠償の責任を負いません。

30. 設備の賠償

お客さまが、故意または過失によって、その需要場所内の当社または一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

(1)修理が可能である場合

修理費

(2)紛失または修理が不可能の場合

帳簿価格と取替工費の合計額

VI 契約の変更及び終了

31. 約款の変更

(1)当社は本約款の変更事項等を書面、電子メール、インターネット上での開示等、当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。この変更に関する異議のあるお客さまは、変更後、30日以内に当社に予め当社所定の様式にて通知していただくことで、契約期間満了前であっても契約を解除することができます。お客さまが上記期限までに異議を述べない場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款に変更されるものとみなします。また、当社は、毎年4月1日の年1回、本約款の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものといたします。

(2)消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、変更された税率にもとづき本約款を変更いたします。

32. 電気需給契約の変更手続き

(1)氏名、名称、連絡用電話番号、メールアドレス、住所もしくは居所、または請求書等の送付先に変更があったときは、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。また申込みがあったときは、当社はその申込み事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(2)相続その他の原因によって、電気需給契約に関する全ての権利義務を受け継ぐことを希望される場合は、名義の変更手続きによることができます。この場合には、原則として当社所定の様式に

よって申込みをしていただきます。

33. 電気需給契約の終了

(1)お客さまが電気の使用を終了しようとする場合は、予めその廃止希望日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客さまから通知された廃止希望期日に需給を終了させるのに必要な処置を行います。

(2)当社の責に帰すことのできない事由（非常変災等の場合を除きます。）により供給を終了させるための処置をとることができない場合は、電気受給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

34. 受給開始後の電気需給契約の終了または変更にとまう電気料金及び工事費の精算

(1)以下の場合において、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から電気料金の精算を求められる場合は、その精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合で精算を求められない場合は協議させていただきます。

イ お客さまが契約電力、契約容量を新たに設定された後に、電気需給契約を終了する場合

ロ お客さまが契約電力、契約容量をあらたに設定された後に、お客さまが契約電力、契約容量を減少しようとする場合

ハ 契約電力、契約容量を増加された後に、電気需給契約を終了する場合

ニ 契約電力、契約容量を増加された後に、お客さまが契約電力、契約容量を減少しようとする場合

(2)お客さまが電気の使用を開始され、その後、契約電力、契約容量の変更または電気需給契約を終了する場合に、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合は、当社はその精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

35. 解約等

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、電気需給契約の解約をする場合があります。

なお、この場合には、解約の15日前までに通知いたします。

(1)電気料金の支払期日をさらに20日経過してもなお支払わない場合

(2)電気供給約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息その他契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合

(3)契約電力を超えて使用した場合

(4)一般送配電事業者により接続供給が終了された場合、または、一般送配電事業者により電気の供給を停止されうる行為（一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷、亡失させるなどの、重大な損害を与えるような行為、電気工作物の改変等により不正に電気を使用するような行為等）を行った場合

(5)法に反した行為、または、反するおそれのある行為、その他、当社が不適切と判断する行為を

行った場合

(6)本約款に反した場合

36. 解約に伴う費用

(1)ヴィクトリーナ応援プランに限り、お客さまの希望による解約の場合は、別表第6表(4)に定める解約手数料が発生する場合がございます。

37. 電気需給契約の終了後の債権債務

電気需給契約期間中に生じた電気料金、延滞利息、解約手数料、その他本約款から生ずる債権債務は、電気需給契約の終了によっては消滅いたしません。

VII 工事及び工事費の負担金

38. 供給設備の工事負担金

お客さまが新たに電気の使用を開始する場合、またはお客さま都合による事情等により契約電力を増加する場合で新設または増設される配電設備もしくは特別供給設備、または供給設備を変更する場合において、託送供給等約款に基づいて当社が一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合は、お客さまにその費用をお支払いいただきます。

VIII 保安

39. 調査に対する協力

お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社及び一般送配電事業者登録調査機関に通知していただきます。

40. 保安等に対する協力

(1)次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社及び一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、当社及び一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。

イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社及び一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社及び一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2)お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、予めその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をして頂くことがあります。

IX その他

41. 反社会的勢力との関係の遮断

お客さまが次の各号のいずれかの事由に該当することが判明した場合には、お客さまに対し、是正を催告の上、是正されない場合は、当社は本契約を解除することができます。なお、本項において、(1)号に掲げる者を「反社会的勢力等」といいます。

(1)次に掲げるいずれかの者に該当することが判明した場合

イ 集团的または常習的に違法行為または暴力的行為等を行うことを助長するおそれのある団体に属している者

ロ イに定める団体またはイに定める団体の構成員の影響下にある者と知りつつ継続的取引のある者

ハ 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(平成11年法律第147号)に基づき処分を受けた団体に属している者またはこれらの者と知りつつ継続的に取引のある者

ニ 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」(平成11年法律第136号)に定める犯罪収益等隠匿及び犯罪収益等収受を行い、または行っている疑いのある者、もしくはこれらの者と知りつつ継続的に取引のある者

ホ イからニに類する者であると判明したとき

(2)次に掲げるいずれかの行為を行った場合

イ 詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき

ロ 自身が「反社会的勢力等」である旨を伝え、または自身の関係者が「反社会的勢力」である旨を伝えたとき

ハ 自らまたは第三者を利用して、当社の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為を行ったとき

ニ 自らまたは第三者を利用して、当社の業務を妨害したとき、または、妨害するおそれのある行為をする等の違法・不当な行為を行ったとき

(3)本契約の利益や効果の全部または一部が直接的か間接的かを問わず「反社会的勢力等」に帰属していると判明したとき

2 当社は、前項の規定に基づき本契約を解除する場合には、お客さまに対して賠償責任を負いません。

42. お客さまの個人情報の共同利用

当社は、他の小売電気事業者、電力広域的運営推進機関及び一般送配電事業者等との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります。個人情報の共同利用の範囲、目的、情報項目及び管理責任者は、当社がインターネットにて公開するプライバシーポリシーにおいて別途定めます。

43. 一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく遵守事項

お客さまには、本約款に定めのない事項で、一般送配電事業者が定める託送供給等約款を当社が遵

守するために必要な事項について遵守していただきます。

44. 分離条項

本約款のいずれかの事項が無効または拘束力をもたないことが判明しても、その無効等は本約款の他の事項の有効性や拘束力にいかなる影響も及ぼさないものいたします。

45. 管轄裁判所

お客さまとの電気需給契約に関する一切の紛争については弊社の所在地を管轄する裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所といたします。

46. 本約款の実施期日

本約款は2026年4月1日より改定施行するものとします。

別表

第 1 表 電力料金表

(1) 従量電灯 A

(円、税込)

区分			単位	料金単価
最低料金（最初の 15kWh まで）			1 契約	522.58
電力量料金	15kWh 超過 120kWh まで	第 1 段階	1 契約 kWh	20.21
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		25.61
	300kWh 超過分	第 3 段階		28.59

(2) 従量電灯 B

(円、税込)

区分			単位	料金単価
基本料金			1kVA	447.21
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1 kWh	17.81
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		21.02
	300kWh 超過分	第 3 段階		23.52

(3) おとくプラン

(円、税込)

区分			単位	料金単価
基本料金	最初の 6kW まで		1 契約	1302.40
	6kW 超過 1kW につき		1kW	416.94
電力量料金	最初の 180kWh まで	第 1 段階	1 kWh	15.31
	180kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		24.48
	300kWh 超過分	第 3 段階		28.41

(4) 時間帯別プラン

(円、税込)

区分			単位	料金単価
基本料金	最初の 10kW まで		1 契約	2409.40
	10kW 超過 1kW につき		1kW	416.94
電力量料金	デイトタイム（昼間時間）	夏季	1 kWh	28.87
		その他季		26.24
	リビングタイム（生活時間）			22.80
	ナイトタイム（夜間時間）			15.37

※「デイトタイム」平日午前 10 時～午後 5 時、「リビングタイム」平日午前 7 時～午前 10 時および午後 5 時～午後 11 時の時間ならびに休日扱い日の午前 7 時～午後 11 時の時間をいいます。なお休日扱い日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日及び 12 月 31 日をいいます。「ナイトタイム」とは毎日午後 11 時～翌日午前 7 時の時間をいいます。

第 2 表 事務手数料

(1)電気料金（月額）及び電気ご使用量の明細の郵送を希望される場合の発行手数料

1 回あたり 300 円＋消費税

(2)コンビニ払込票発行手数料

1 回あたり 300 円＋消費税

（ただし、口座振替のお客さまにつき、金融機関登録完了までの期間はコンビニエンスストア払込票によりお支払いいただくこととなりますが、この場合、発行手数料はかかりません。）

(3)電気料金支払証明書発行

1 回あたり 400 円＋消費税

第 3 表 電力仕入調整費の適用

各契約種別における料金につき、以下(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料調整額を差し引くものとし、(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

(1)燃料費調整額の算定

イ．平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価格の値に基づき、次の試算によって算出された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0140$$

$$\beta = 0.3483$$

$$\gamma = 0.7227$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格及び 1 トン当たりの平均石炭価格の単価は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ. 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに算出された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

【燃料費調整単価の算定方法】

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{(27,100 \text{ 円/kl} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回り、かつ 40,700 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{(\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{ 円/kl}) \times (2) \text{の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 従量電灯 A 及び従量電灯 B プランの場合、1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 40,700 円を上回る場合は、平均燃料価格は 40,700 円を上限といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{(40,700 \text{ 円/kl} - 27,100 \text{ 円/kl}) \times (2) \text{の基準単価}}{1,000}$$

ハ. 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格の算定対象期間	燃料費調整単価の適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間

毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ニ．燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用量によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金を設定している契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。なお、最低料金適用電力量とは 1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2)基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(イ) 最低料金を設定している契約種別の場合、基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金 1 契約につき 15 キロワット時まで 2 円 47 銭 5 厘

電力量料金 上記を超える 1 キロワット時につき 16 銭 5 厘

(ロ) (イ) 以外の場合、基準単価は、以下のとおりといたします。

1 キロワット時につき 16 銭 5 厘

第5表 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

(2)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に準じた期間に使用される電気に適用いたします。

(3)再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単価は、1円とし、その端数は切捨てます。

第6表 解約手数料

(1)適用

お客さまが電気需給契約による電気供給開始日から起算して(2)に定める最低利用期間に満たない時期において解約を希望する場合には、最低利用期間の残余期間に関わらず(3)に定める解約手数料を要します。

(2)最低利用期間

適用される契約種別：ヴィクトリーナ応援プラン

1年間

契約期間満了後は原則1年毎に同一条件にて需要契約を自動更新するものとします。

(3)解約手数料

3,000円＋消費税

第7表 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

【電灯需要】

従量電灯A、従量電灯B、おとくプラン、時間帯別プラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

①使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が原則として400ボルトアンペアを超え、契約電力または契約設備電力の合計が原則として50キロワット未満であること

②① 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること。ただし「従量電灯B」に関しては、別途重要事項説明書に記載のとおりといたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上または送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

①各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。

（イ）新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この料金表により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、この料金表により電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この料金表によって受けた電気の供給とみなします。

（ロ）契約負荷設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大使用電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間は、その期間の最大使用電力の値といたします。

（ハ）契約負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大使用電力が減少することが明らかとなるときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大使用電力と減少された日から前月までの最大使用電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。

②①により算定された値が0.5キロワット以下となる場合の契約電力は、供給条件に関わらず0.5キロワットといたします。

(二)「従量電灯B」の契約容量につきましては、別途重要事項説明書に定める方法によりお客さまとの協議により定めるものといたします。